

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和2年11月20日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 石川 義光 議員 關 守
議員 大和田和男 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 古川 洋一 議員 萩谷 俊行
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男

欠席者 議員 小池 正夫

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
政策企画課長 益子 学 政策企画課長補佐 岡本 哲也
総務部長 加藤 裕一 総務課長 飛田 良則
総務課長補佐 飛田 建 保健福祉部長 川田 俊昭
こども課長 篠原 広明 こども課長補佐 住谷 孝義
介護長寿課長 藤咲富士子 介護長寿課長補佐 照沼 克美
保険課長 生田目奈若子 保険課長補佐 鈴木 伸一
健康推進課長 加藤 裕一 健康推進課長補佐 玉川祐美子
農政課長 浅野 和好 農政課長補佐 綿引 勝也
商工観光課長 石井 宇史 商工観光課長補佐 秋山雄一郎
学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 平野 玉緒

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

(2) 人事院勧告に伴う関係条例の改正について

…執行部より説明あり

(3) 那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について

…執行部より説明あり

(4) 常任委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

開会（午前 10 時 03 分）

事務局長 それでは、皆さんおそろいですので、時間でございますので、始めたいと思います。

本日は、新型コロナウイルス対応といたしまして、3密をできるだけ避けるために机の間隔を空けて、換気をしながら、ドアのほうも開放して実施しておりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

12月の定例会について、本日は全員協議会ということで、大変ご苦労さまでございます。

今年も本当に残り少なくなりました。また、新型コロナウイルス感染が非常に拡大をしているということは皆さんご承知のとおりだと思います。幸いに那珂市のほうではクラスター後発生がないということ、これはやはり市長をはじめ執行部の皆さんのご努力のたまものかなど、こういうふうの評価をしたい。なおかつ油断をしないように、引き続き拡大防止にご尽力を賜りたいなど。議会もやはり執行部同様、この感染防止対策には努力を重ねていきたいなど、こういうふうに思っております。

本日は、報告、そして議案が提出されております。ひとつ慎重なるご審議を賜り、この12月の定例会に向けて慎重審議を重ねてお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。ご苦労さまです。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後は議長のほうに進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、開会前にご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送しております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。小池正夫議員が欠席をしております。

定足数に達しております。これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局職員が出席をしております。

まず最初に、市長からご挨拶を賜りたいと思います。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

その前に、皆様のご同僚でもありました中崎元議長がお亡くなりになりました。心から

哀悼の意を表させていただきます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして各段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、今、議長様からありましたように、新型コロナウイルス感染症対策に関わる市がとっている各種施策に対しましては、ご理解、ご協力を賜り、御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの情報につきましては、皆様、既にご存じでありますけれども、依然として感染拡大の勢いが衰えません。茨城県内では1日当たり感染者数が過去最高を記録し、累計1,000人を超えるなど、予断を許さない状況が続いております。那珂市内におきましては、7月のクラスター発生以降落ち着いておりまして、これは本当に皆様方のご理解と市民の皆様のご協力、市のほうも鋭意様々な対策をとってまいりましたけれども、油断をせず続けていきたい。特に土浦市役所において、残念ながらクラスターという状況でありますから、市役所がクラスター化してしまうというのは、あってはいけないことだと思います。これも対岸の火事ではなくて、我が事としてこれからも油断をしないで取り組んでいきたい、そのように考えております。

さて、本日の全員協議会におきましては、第4回定例会の会期日程の審議及び新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等につきまして、皆様にご報告をさせていただくことになっております。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず最初に、議会運営委員会、萩谷委員長から報告をお願いいたします。

萩谷議員 議会運営委員会の開催及び結果につきましてご報告いたします。

先ほど議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和2年第4回定例会について審議をいたしました。

お手元の資料をご覧ください。

提出予定議案は、専決処分が1件、条例改正や補正予算などの議案が16件、公の施設の指定管理者の指定が1件です。いずれも第4回定例会中に上程し、人事院勧告の給与改定に関する議案3件については12月1日から施行する案件があるため、定例会初日に本会議で審議をし、採決まで行うこととします。それ以外の議案については、資料3ページの委員会付託表のとおり各常任委員会に付託し審議することに決定いたしました。

資料2ページにありますとおり、常任委員会協議・報告案件は19件であります。

請願・陳情でございますが、今回は締切りまでに提出がありませんでしたので、協議する案件はございません。

一般質問は10名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の6ページから通告順に記載してございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行

い、別紙一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第4回定例会においては、一般質問の日程を2日間とし、12月1日、萩谷議員から花島議員までの5名、12月2日、富山議員から君嶋議員までの5名で実施することを決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程（案）は、別紙のとおり11月27日から12月16日までの20日間とすべきものと決定いたしました。

議案質疑、討論の通告についてですが、人事院勧告の議案につきましては11月25日が締切りとなります。それ以外につきましては会期日程案をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いいたします。また、今回の一般質問の通告内容につきまして、重複している内容がございます。該当する方には文書でお知らせしておりますので、申合せ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

続きまして、例年12月定例会で議決をしております茨城県市議会議長会第2回研修会の議員派遣ですが、来年の2月5日に予定をされております。現時点で開催案内が届いておりませんので、案内が届き次第、各常任委員会で派遣する議員を決めていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、11月11日の全員協議会で事務局から議員の皆さんにアンケートを取った内容につきまして、議会運営委員会で検討した結果、今定例会の一般質問における議員の議場への出席につきましては通常の状態に戻し、全員出席で一般質問を行うことに決定いたしました。お手元にアンケートの集計結果をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長報告が終わりましたが、続きまして事務局より補足説明があります。

事務局長 今、委員長報告がございましたが、それに対して補足説明をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの対策ということで、一般質問のときの間引きというか、人数を削減してやるということですが、委員長のほうからは通常どおり実施するというお話がありました。ただし、今後の新型コロナウイルスの状況によっては人数を削減してやるかもしれないということがございますので、その場合にはまたよろしくお願いいたしますと思っております。

それから、一般質問についてでございますけれども、今回も10人の方から一般質問の提出がございました。それで、一般質問については、原則といたしまして、通告制ということになっております、会議規則上は。通告がない、答弁書を作成していないような答弁を執行部に求めるということになりますと、執行部のほうでも公式な場で公式なコメントがなかなかできないという場合もございますので、そういうことのないように何とぞご配慮のほうをよろしくお願いいたしますと思っております。

それからもう一点、議員の携帯番号の取扱いの件でございます。現在、議員の携帯番号については事務局のほうで一覧は取扱注意ということで厳重に取扱いをさせていただい

ているところでございます。それで、ほかの外部の人から議員の携帯電話番号を教えてくださいというのがたまに、まれにあるんですけども、その場合は議員本人に確認してから教えるような形の対応しております。今後はちょっと改善したい部分がございます、市の職員が連絡を取りたいといった場合には、携帯の電話番号を議員の確認を取らずにそのまま直接教えていくという方針に一応変更させていただきたいと思います。業務上いろいろな場合があると思いますので、そういう形で対応していきたいと思います。

外部の方については今までと同じ、職員以外の方からあった場合には、一応、議員本人には確認した上で提供するという形にさせていただきます。

それから、たまになんですけども、議員同士でお互いの携帯の番号が分からないんだというような問合せも何件かございます。その携帯番号の一覧表については、議員の皆様には今のところ配付していないという状況でございます。それを議員同士の連絡は当然ついたほうがいいよねということであれば、全員に配付をさせていただきたいと思いますが、その辺のご判断を、この場でちょっとご確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長 委員長の報告並びに事務局からの補足説明が終わりました。

ただいまこの携帯電話番号等についてもご協議を願いたいと、こういう旨がありました。そこで、皆さんからのご意見を賜りたいと思いますが、いかがですか。

花島議員 私についてはですが、携帯番号をオープンにして構いません、どなたへでも。

それから、市の職員から、もちろんオーケーなんですけれども、困るのは、市は代表電話で来ますよね。不在とか、例えば昨日なんかかなり密で、移動中とか会議中だったので、市から来たのは分かるんですけども、どなたからなのか分からないんですよ。その辺はぜひ工夫してもらいたいと思います。こちらが返事ができなければ市の方も何度もかけなきゃならないですよ。よろしく考えていただきたいと思う。

議長 ほかにありますか。

正直のところね、執行部から各議員に電話がある場合がありますね。その場合に、記録に残っているのが代表番号なんです。そうすると、折り返し電話を入れようと思っても、何課の誰かということも全く分からない、こういうことも実際あるんですね。ですから、むしろ執行部側のほうも、ひとつ携帯電話から携帯電話に、そうすれば着信で折り返し電話を入れることもできるんです。特に緊急時のときには、代表番号からというのと大分遅れますから、そういうことも一つ考えられる。いかがなもんですかね。

何かこの辺については執行部側、市長、何かコメントありますか。

市長 私があれのときには大体個人の携帯でかけますんで、履歴は残ると思うんです。ただ、役所の職員の場合には、公務中ですから、当然、市役所の電話でというのが一般的な形だと思います。そういったことも当然、課題としてあるという今認識をしておりますので、

ちょっとどういう方法が取れるか急ぎちょっと検討してみますので、よろしくお願ひします。

花島議員 その対策なんですけれども、市からかけたの内線番号ありますよね。内線と実際の番号と多分つながっているはずなんで、そこも分かれば、せめて内線番号が分かれば、電話いただきましたけれどもとできる。何かそういう装置を入れ替えるとか何かでできませんかね。

携帯という個人物でしょう、ほとんどの方は。市から持たされている方も全然ないんですか。ぜひ考えてください。すぐじゃなくても。

小泉議員 一番手っ取り早いのは留守電にきちっと残していただくことかと思います。部署名と個人の名前を名のっていただいて、こういう要件でかけましたということを留守電に一言残していただければ、そこに折り返しできると思いますので。そこはすぐ対応できると思いますので、それはお願いできればなと思います。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 それでは、まず最初にお諮りをいたしますけれども、議員の携帯電話の取扱いについて、これは各議員間で一覧表といいますか、これを配付してもよろしいですか。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、そのようにさせていただきます。

ほかにございますか。

事務局長 すみません、携帯電話のほうは議会の会期中にレターボックスのところに入れておきますので、一応、議員全員の議員同士の連絡が取れるようにということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 そういうふうに決定をさせていただきます。

この件については委員長の報告のとおり決定をいたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、人事院勧告に伴う関係条例の改正について、関連しますので、一括して執行部より説明を願ひます。

総務課長 総務課長の飛田でございます。ほか2名の職員が出席をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

本日ご説明をさせていただきます案件は、人事院勧告に伴う関係条例の改正についてでございます。

議案第70号から議案第72号まで、3件の条例改正がございます。

こちらの案件につきましては、定例会初日に議決を求めため、本日先行して議案の説

明をさせていただきます。

それでは、お手元に議案書をご用意ください。

議案書では3ページから19ページまでが関連資料でございます。

それでは、18ページをお開き願います。

説明資料、人事院勧告に伴う関係条例の改正についてに基づきまして、関連性がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、令和2年10月に発出されました人事院勧告に伴い、那珂市の特別職及び一般職の職員等の給与に関する条例の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますけれども、まず(1)番の議案第70号につきましては、那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の改正でございます。

改正点でございますけれども、特別職の期末手当の支給月数の減でございます。こちらは人事院勧告及び国の取扱いに倣い、一般職に準じ、期末手当の支給月数を年間で0.05月減するものでございます。令和2年度につきましては、6月分は既に支給済みでございますので、12月の期末手当で0.05月減し、令和3年度以降につきましては6月及び12月の期末手当で均等に0.025月減をしまして、配分をいたします。

議員につきましては、議員報酬の条例におきまして、特別職に準ずると定められておりますので、同様に支給月数が減となります。

続きまして、(2)の議案第71号 那珂市職員の給与に関する条例の改正でございます。

こちら人事院勧告に基づきまして、一般職の職員で期末手当の支給月数を年間で0.05月数減するものでございます。

なお、今年度及び来年度からの取扱いにつきましては、特別職と同様でございます。

また、会計年度任用職員の期末手当支給月数は、一般職の給与条例の支給月数に準ずると定めているため、同様に支給月数が減となります。

続きまして、(3)の議案第72号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正でございます。

次のページをご覧ください。

こちらは一般職の職員同様、人事院勧告に基づきまして期末手当の支給月数を年間で0.05月減するものでございます。また、今年度及び来年度からの取扱いにつきましても同様でございます。

その下の参考資料をご覧ください。

ただいまの説明を表にしたものでございます。

(1)一時金の支給月数の減でございますけれども、例えばアの特別職で説明をさせていただきますと、令和2年度の期末手当につきましては、6月は1.70月で支給済みですので、12月で年間の0.05月数を減し、1.65月の支給となります。令和3年度からは6

月と12月で均等に0.025月数を減しまして、1.675月数の支給となります。

続きまして、(2)でございますけれども、こちらにつきましては、今回の条例改正で0.05月数を減することに伴う年間の平均影響額を職種別に表にしたものでございます。特別職で申し上げますと、市長、副市長、教育長は年間で平均約4万円の減となります。議員につきましては年間平均で約2万3,000円の減となります。また、一般職の行政職は約1万7,000円の減となります。

なお、今回は期末手当のみの減でございます。月例給につきましては官民格差がないということで、今回の改正は見送られております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何かお聞きしたいことございますか。

花島議員 今の説明ちょっと違うんじゃないかと。月例給の官民格差がないというのは、勧告にはあるんだけど、少ないから勧告しないという話だと思うんですが。プラスでしたよね、たしか。

総務課長 すみません。調査の結果、丸々ないというわけではなくて、少ないということで、今回の改定は見送られたということになります。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました人事院勧告に伴う関係条例の改正についての質疑、さらには討論の通告締切りは11月25日水曜日の正午までといたしますので、花島議員、よろしく願いいたします。また、人事院勧告に伴う関係条例の改正につきましては、本会議初日に上程、質疑、討論、採決まで執り行いますので、ご承知おき願います。

暫時休憩をいたします。職員の入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時28分)

再開(午前10時30分)

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告について議題といたします。

初めに、国内及び県内の感染者の状況について、執行部から説明を願います。

健康推進課長 健康推進課長の加藤でございます。

1、国内及び県内等の感染者の状況についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

全員協議会資料の2ページをお願いいたします。

ご説明いたします。

1、国内及び県内等の感染者の状況についてでございます。

まず（1）国内の感染者の状況でございます。

直近の感染状況の評価等ということで、新規感染者数は全国的に見ると8月第1週をピークとして減少が続いた後ほぼ横ばいであったが、10月以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっている。特に北海道や大阪府、愛知県を中心に増加が見られ、全国的な感染増加につながっております。感染拡大の原因となるクラスターについては、地方都市の歓楽街に加え、会食や職場及び外国人コミュニティ、医療機関や福祉施設などにおける事例など多様化や地域への広がりが見られる。一部の地域では感染拡大のスピードが増しており、感染の減少要因を早急に強める必要がある。このまま放置すれば、さらに急速な感染拡大に至る可能性があるということで、こちらは11月12日の厚生労働省のアドバイザリーボードの資料でございますが、これ以降、全国においては10月17日1,693人、11月18日2,203人、11月19日2,385人と、拡大をしている状況でございます。

真ん中の国内発生状況の表でございます。

こちら17日の0時現在で作成しておりますが、昨日の午後9時半現在で陽性者数が12万5,837人、死亡者数は1,968人と拡大をしております。

続きまして、その下のグラフでございますが、こちらは11月16日までしかグラフを作っておりませんで、それ以降は1,693人、2,203人、2,385人と増えておりますので、この第3波の山がまた高くなっているというような状況でございます。

3ページをご覧ください。

各都道府県の検査陽性者数の状況でございます。こちら11月16日24時ですので、17日の0時ですが、各都道府県、ご覧の状況になっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

（2）県内の感染者の状況でございます。

3月17日に県内1例目の新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、5月6日に168例目の患者が確認されました。5月6日から6月19日まで新規感染者は発生していませんでしたが、その後徐々に患者が確認され、7月中旬頃からクラスター等が発生するなど急増し始めたことから、茨城版コロナNextではステージ3に強化されました。その後、9月上旬には陽性者数など落ち着きを見せていたところからステージ2へと緩和されましたが、11月上旬から感染者が急増していることなどから、11月11日からステージ3に強化されております。

新規感染者は10月末以降、県南・県西地域を中心にクラスターが続発していることなどから、11日以降4日連続で過去最多を、17日には55人を記録しております。11月5日、18日の直近2週間に確認された感染者は計292人で、それ以前の2週間、10月22日から11月4日の48人の約6倍となっております。11月18日現在として、県内の累計

感染者数 1,071 人としておりますが、昨日の時点、11 月 19 日現在でございますが、28 人新規感染者が発生しております、現在のところ 1,099 人となっております。

その下の表でございますが、こちら 18 日現在で作っておりますが、昨日の時点、19 日時点の感染者は 1,099 人となっております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

茨城県各保健所管内の PCR 検査実施人数でございます。こちら 11 月 17 日現在でございます。

まず、那珂市の該当管内でございますひたちなか保健所の管内でございますが、11 月 17 日まで、上の数字が PCR の検査数でございます、1,721 件、17 日まで。そのグラフの中のちょっと見づらくて申し訳ありませんが、47 人、こちらが陽性の人数でございます。1,721 人 PCR 検査をしまして 47 名の陽性者が確認されているというところがございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

県内の感染状況を踏まえた対応についてでございます。こちらは 11 月 11 日の茨城県知事記者発表での資料でございます。

本日、新規陽性者が 20 名程度となる見込みということで、11 月 11 日のときに 20 名程度となる見込みというところで、その当時は本県過去最多でございました。そちらを受けまして、茨城版コロナ Next をステージ 3 に強化したところがございます。

また、その下の土浦市桜町 1 丁目、2 丁目の飲食店で感染者が拡大しておりましたので、その飲食店を対象に集中検査を実施するというところがございます。11 月 13 日から検査開始をしているところがございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

上の表でございますコロナ対策指針ということで、茨城版 Next バージョン 2 でございますが、ステージ 3 のところをご覧いただきたいと思っております。

まずステージ 3 の状況です、基準でございますが、県民の皆様に関しましては外出自粛は実施しない。ただ、高齢者への注意喚起は必要だということです。それから、事業者、イベント業者を含むところは休業要請は実施しない。学校につきましては、通常登校通常授業、部活動、給食もそうでございますが、特別支援学校は状況に応じて分散登校をする可能性があるというところがございます。

それから、その下の県民の皆様へお願いというところがございますが、事業者の皆様は、「いばらきアマビエちゃん」の登録と宣誓書の提示をお願いいたしますというところで、3 段目でございますが、東京都への移動、滞在については引き続き適切な感染症対策の実施をお願いいたしますというところ。それから、年末年始休暇の分散取得にご協力くださいというところ。それから、感染者やその家族及び医療従事者への不当な差別的取扱いは絶対にやめてくださいということが掲載されております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

こちら 11 月 17 日、茨城県知事記者発表でございます。本県の感染状況ということで、10 月下旬でございます。

10 月 22 日から 11 月 4 日までの陽性者数 48 名でしたが、11 月 5 日から 11 月 17 日の陽性者が 253 名となっておりますので、5 倍超となっております。原因としましては、土浦市関係のクラスターが約 80 名、それから飲食店が発端となったクラスターが約 30 名含んでおまして、このような状況になっております。

それから、先ほど申し上げましたとおり、土浦市桜町 1 丁目、2 丁目の飲食店等への集中検査の実施状況はご覧のとおりでございます。

1 番、国内及び県内等の感染者の状況についてご説明をいたしました。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

(なし)

議長 なければ、この件については終了いたします。

続きまして、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について、執行部から説明を願います。

健康推進課長 健康推進課長の加藤でございます。

同じく 2 番、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況についてご説明いたします。

第 30 回から 34 回までの那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況についてご報告いたします。

なお、第 1 回から第 18 回までの対策本部会議の開催状況については、令和 2 年 6 月 9 日開催の全員協議会において、第 19 回から第 29 回までの対策本部会議の開催状況については、令和 2 年 8 月 25 日開催の全員協議会において報告しております。

第 30 回は令和 2 年 9 月 7 日開催しております。第 31 回は 9 月 23 日、第 32 回は 10 月 5 日、第 33 回は 10 月 19 日、第 34 回は 11 月 13 日開催しておまして、ご覧のとおりでございます。

なお、開催状況につきましては、議会事務局のほうから議員の皆様にご報告をしているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

(なし)

議長 なければ、次に進めます。

続きまして、国・県の動き及び関係機関との連携について、執行部から説明を願います。
健康推進課長 全協資料の 11 ページをお願いいたします。

3 番、国・県の動き及び関係機関との連携についてご説明いたします。

まず（1）としまして、今般の感染拡大に対応したクラスター対策のさらなる強化についてということで、こちら 11 月 16 日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料でございます。

まず項目として5つ載せられておまして、まずアとしまして、地方団体における事業者に対する協力要請の支援というところで、各都道府県知事による業種を限定した効果的な営業時間短縮要請等の機動的発動、それから、自治体がちゅうちょなく早期に要請できるように、第3次補正も念頭に入れました地方創生臨時交付金の追加交付による支援ということが上げられております。

イとしまして、検知しにくいクラスターへの対策ということで、在留外国人に対する相談体制の整備とか、あとは職場におけるクラスター対策の徹底等を上げられております。

それから、ウとしまして、検査医療提供体制の確保としまして、拡充したPCR検査能力を生かして重症化リスクの高いクラスターが発生した場合の重点的検査の実施を積極的に推進するというところでございます。

それから、エとしまして、保健所等の人材確保ということを上げられておまして、感染拡大地域にクラスター対策の専門家の派遣等を行うほか、保健師等の都道府県間の応援派遣を調整し、保健所を支援するというところでございます。

それから、オとしまして、ワクチンの確保ということが上げられております。

続きまして、12 ページをお開き願います。

（2）としまして、インフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直しということで、こちら10月30日の茨城県知事記者発表でございます。

まず、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることが困難なため、新たな診療・検査体制を構築するというところでございます。

これまでは県庁・保健所にあります帰国者・接触者相談センター、または地域の診療所等に相談していただきまして、最終的には帰国者・接触者外来にて検査・診療を受けるという流れでございました。今後は、地域の診療所等、診療・検査医療機関と言いますが、直接電話予約の上、相談・受診をします。かかりつけ医がない場合は、今までどおり県庁・保健所にごきます受診相談センターへ連絡し、地域の診療所等を紹介してもらおうと。それから、発熱患者等に対応できない医療機関は、地域の診療所等を紹介するという流れになっております。

この体制を整えるために、県のホームページ上にも公表の了承を得られた医療機関は公表されてございます。そちらの抜粋が 13 ページの上の表になっております。那珂市内分の公表の承認を得られた医療機関、11月16日現在でございますが、那珂市分としまして

8 医療機関が掲載されているところがございます。

また、市としましては、県のホームページを見られる方は問題はないと思うんですけれども、ホームページを見られない方、特に高齢者に対しましては、現在準備を整えておりまして、回覧板等で周知を急遽する予定でございますので、今急いで準備をしているところでございます。特にホームページを見られない方、高齢者の方に関しましては、まず自分のかかりつけ医に連絡をしていただきまして、そのかかりつけ医が診療・検査医療機関に該当していれば、診療・検査等はしていただける。もしその自分のかかりつけ医が該当していなければ、発熱患者等に対応できる医療機関を紹介するという流れになっております。

また、公表された医療機関においても、ほかの診療もやっておりますとか、あとは医師が1人で行っている場合もありますので、そこに大勢の方が行くと、医療崩壊じゃないんですけれども、支障を来す場合がありますので、配慮が必要だと感じております。

続きまして、(3)の那珂医師会地域外来・検査センターについてでございます。

那珂医師会地域外来・検査センターについては、令和2年6月29日から開設しております。検査の実施は9月末までは週3日実施でしたが、10月から週5日行っているところです。診察・検査数は1日10件でございますが、今後の実施については、検査については令和3年3月まで延長する予定となっております。

続きまして、14ページをご覧いただきたいと思っております。

(4)になります。ビジネス渡航に係る新型コロナウイルス検査というところがございます。

経済産業省が厚生労働省との連携の下、ビジネス渡航者が渡航先の国の要求に応じたPCR検査等が可能な医療機関を予約し、陰性証明を円滑に取得できるよう支援する海外渡航者新型コロナウイルス検査センターを10月から運用開始しております。こちら那珂市内では唯一、医療法人社団どんぐり会那珂キッズクリニック小児科がTeCOT登録医療機関として小児科及び成人の新型コロナウイルスPCR検査と陰性証明書の発行を行っているというところがございます。

以上、3、国・県の動き及び関係機関との連携についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

笹島議員 ちょっと聞きたいんです、確認したいんですけれども、これは那珂市の検査機関あるよね。そうすると、それは自分が何か新型コロナウイルスにかかったような感じだと思った場合、直接この今言っていた医療機関に電話して、そしてそこで検査してもらおうというか、それって大丈夫なんですか。

健康推進課長 そのとおりです。公表されている医療機関にお電話していただいて、状況を説

明していただいて、完全予約制なんですけれども、予約していただくというところです。

笹島議員 じゃ保健所云々の報告のほうは、病院からしてくれるわけですか、それは。

健康推進課長 こちら発熱された方、症状がある方ですので、行政検査ですので無料でございます。報告は、その病院から保健所のほうに報告するという流れになっております。

笹島議員 そうすると、自分がそういう症状があったと、インフルエンザじゃなく新型コロナウイルスにかかった感じがしてきたということで病院に診てもらって、それで陰性か陽性かは後で分かりますね。それで分かって、自分が陰性だと分かった時点で、これは行政検査ですから、無料なわけですよ。

健康推進課長補佐 すみません、健康推進課、玉川です。

今回、この発熱に関しまして、診療・検査医療機関という形になりましたのは、新型コロナウイルスだけを検査するというのではなくて、発熱ですので、新型コロナウイルスなのかもしれない、けれども、インフルエンザかもしれない、はたまたそれ以外の風邪かもしれない。その判断がつかないので、一応、発熱という症状があった場合には、まずかかりつけ医の先生のほうにご連絡をいただいて、先ほど課長が申しましたとおり、そこで診療しましょう、検査しましょうという医療機関であれば、そちらで診ていただけます。ただ、料金に関しましては、インフルエンザの検査と新型コロナウイルスのPCR検査と両方やりますけれども、最初の時点で全て無料という形ではありません。ちょっとそここのところの具体的などころは、私どものほうにはまだ、全てこういったものは県が調整しておりますので、そういった具体的などころまでは、すみません、うちのほうもちょっと確認不足で申し訳ないんですが、そういった料金等についても確認をしたいと思います。

笹島議員 そうすると、現実的にこれ6月から始まっているわけでしょう、この今言っていた医療機関に、このシステムは6月からですよ。

健康推進課長 11月2日から開始ということになっております。

笹島議員 11月2日からこのあれで、じゃ6月からあれしたのは、那珂市の医療機関で診ますというシステムづくりしただけですね。実際始まるのは11月2日からですか。

健康推進課長 すみません、6月29日から開設しておりますのは、那珂医師会地域外来・検査センターでして、那珂医師会のほうで1か所開設しております。そちらが6月29日に始まっているというところでございます。この検査は、PCR検査センターですが、こちらの場合は保健所等々の紹介、あとは地域の医療機関からの紹介で、そこでPCR検査をやるというような制度でございます。

笹島議員 そうすると、11月2日からは今言った検査医療機関がここに載っているということで、ご自分で電話するか、かかりつけ医を通じて診てもらえますよということでしょうか。

健康推進課長 そのとおりです。

寺門議員 今の話ですけれども、かかりつけ医がいる方はかかりつけ医のほうにまずは電話をして確認ということと、かかりつけ医がない場合は地域の診療所、今度新しく指定されましたね、そちらへ直接電話ということ、従来の帰国者・接触者外来センターですかね、そちらへ電話だと思うんですけれども、今度は直接、地域の診療所へ、指定された検査・医療機関へ電話ができるということになりますよね。そうすると、かかりつけ医のいらっしゃる方も、発熱して一々かかりつけ医へ電話して、じゃ直接行っちゃおうかという方が増えて、その指定された検査・医療機関の対応がちょっと心配になるんですね、できるのかどうかというのが。その辺はどうなんでしょう。

健康推進課長補佐 今、議員がおっしゃられた中で、かかりつけ医がない方、その方が直接地域外来・検査センターのほうにご連絡するのではなくて、まずかかりつけ医がいらっしゃらない場合には、今までどおり県とか保健所にあります相談センターのほうにご連絡をいただくと、そちらから診察ができる医療機関のご紹介があります。その中に、近隣、近くの医療機関ですとか外来・検査センターを紹介されるという場合があるということで、地域外来・検査センターのほうに市民の皆様が直接ご連絡をするというのは、紹介された後でご連絡はするという形ということで話は聞いております。

あと、医療機関のほうで名前を公表するに当たっては、通常の診療もやりながら、その時間の中で時間を決めて、こういった検査・診療をするということですので、医療機関によっては、先生やスタッフが大勢いらっしゃるところと、個人病院になりますと先生お一人、看護師お一人というところもあります。この公表に当たっては、かなり先生方も、協力はしたいんですけども、通常の診療ができなくなる可能性がある。そういったところの中でも手を挙げていただいた先生方になりますので、ここの医療機関の名前が載っているからすぐ電話すればいいということではなくて、まずはかかりつけ医のほうにご相談をいただいてからということで、本来でしたらば広く公表をと望むところ、住民のほうからすればそういった意見もあるのは重々承知しておりますし、今までも私どものほうに、どこなんだと、強い口調でお電話をいただいたりということもあります。ただ、医療体制を守らなければならない、そこが崩れてしまうと通常の診療もできない状況になってしまいますので、広くお知らせするというところが、本当にそれが医療体制を守るという意味でどうなのかと迷うところも私たちのほうもちょっとありますので、ここに今日、全協資料のほうで医療機関のほうは載せさせていただきましたが、ちょっと取扱いのほうは慎重にさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

寺門議員 分かりました。

要は、市民の方への告知、案内の場合、やはりどうしても手っ取り早い方法で、ダイレクトに地域の診療機関へ電話してしまうということになりかねませんので、その案内の仕方を十分注意して徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

花島議員 いろいろ聞きたいことがあります。

一つは、資料の 12 ページでインフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直しという図があります。この中で帰国者・接触者相談センターがその下になって、受診相談センターになっているんですが、これは今でも両方あるんですか。それとも名前を変えて機能を継続しているということでしょうか。

健康推進課長 機能は同じですけども、名前を変えて同じものをやっているということです。

花島議員 次に聞きたいことですが、今の話ですと、発熱した人を診ることしか頭にないようなんです。この新型コロナウイルスは、ご存じだと思うんですけども、発熱していない状態で人にうつしているんですよ、随分。一説には、発熱していない段階のほうがうつすとかいう説まであるくらいなんです。その辺のバランスは一体どうなのかというのはちょっとよく分からないんです。一つは、検査してくれるかしてくれないかという話がありますね。それから、もう一つは、行政検査としてやってくれるかどうかという2つのバリアがあるんですけども、その辺の区別ってどうなるんでしょうか。

健康推進課長補佐 お答えいたします。

その辺につきましては、具体的な内容に関して、県のほうから私どもも情報をいただいておりますので、今後そのあたりの通常の発熱、今回、インフルエンザの時期と重なるところで、こういった体制を整えておりますので、そもそもそれ以外の症状があつて、明らかに濃厚接触に近い方であれば、行政検査として保健所のほうから調査が入った上で検査をというご紹介があると思いますけれども、そうでない場合には、今までどおりと考えますと、まずはかかりつけ医の先生にご相談をして、発熱に限らず、かかりつけ医の先生のほうにご紹介をいただいて、そこからの判断になってくるのかなとは思いますが、一応、保健所のほうにもその旨確認をしていきたいと思っております。

花島議員 次の質問です。

那珂医師会がつくった地域・外来検査センターというのと8機関が検査を受けられるように公表された。この辺の役割分担というのはどんなふうになっているんでしょうか。

健康推進課長補佐 その辺りの役割分担についても、特に県のほうからの指示はございません。発熱に対応できるというところの、まずはこの体制整備というところがまず早急に進められたものだと思っております。かかりつけ医の先生のほうから地域・外来センターのほうを勧める場合もありますし、ご協力いただいている医療機関のほうをご紹介する場合もありますし、どちらじゃなきゃ駄目とか、そういうことではないという認識は持っております。

花島議員 その件は分かりました。

次にですが、14 ページに陰性証明書のことが書いてあるんですが、これって一体何なんですかってね、何だか分かるんですよ。だけれども、具体的にどういう状態で陰性証

明になるのか。つまり感染していたって症状出ない期間がもちろんあるわけだし、検出率というのはちゃんとやればかなり高いという話は聞いているんですけども、それもやはりある段階になったときですよ。ですから、例えば1回検査して、それでぽんと陰性証明を出すというのは、ちょっと違うかなとまた思うんですがね、この辺どうなっているかご存じでしょうか。

健康推進課長補佐 このT e C O Tの制度に関しましては、通常の方というわけではなくて、あくまでもお仕事で海外渡航にいらっしゃるとか、そういった条件の方がこの制度をご利用いただくということで伺っております。

議長 よろしいですか。

花島議員 はい。

議長 ほかにありますか。

花島議員 質問じゃなくて意見で。

今のところは那珂市内、感染少ないんじゃないかと思うんですが、これから急に増えていくこともありますので、今のこの体制で十分各医療機関が対応できているのかどうかというのを常時把握していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、この辺で終了といたします。

暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

休憩(午前11時08分)

再開(午前11時19分)

議長 再開をいたします。

市立小中学校、幼稚園の対応について、執行部から説明を願います。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。

市立小中学校、幼稚園の対応について説明いたします。

資料のほうは15ページになります。

(1) 第2学期始業からの状況でございます。

小中学校は8月24日、幼稚園は9月1日にそれぞれ第2学期が始業しております。10月2日には小中学校において通知表配布がされております。今年度は1学期の長期臨時休業の影響により、学期ごとではなく、前半に1回と年度末に1回、合計2回の配布とされているところでございます。

(2) 学校の行事の状況でございます。

まず、中学生の修学旅行ですが、こちらのほうは中止と決定し、学校ごとに日帰りの代替行事を実施しているところでございます。運動会、体育祭でございますが、規模縮小等を行い、記載のようにそれぞれ実施いたしました。

その他の行事でございますが、遠足や社会科見学等、感染症対策を行いながら実施をしているところでございます。

(3) 教職員の負担軽減の取組でございます。

教職員の負担となっております校内の消毒作業やそのほか児童生徒の健康管理、授業準備の補助などをサポートするために、各校に1人ずつ学校サポーターを配置いたしました。こちらは県の事業となっております。

(4) 国補助金を活用した支援、市の独自支援でございます。

1つ目といたしまして、要保護・準要保護世帯への経済的支援です。これは、マスクやアルコール消毒薬等の感染症対策用品購入にかかっております負担軽減のために、児童生徒1人当たり3万円を給付するものでございまして、今回補正予算に計上させていただいております。

2つ目といたしまして、中学校の修学旅行中止に伴うキャンセル料、こちらにつきまして保護者負担軽減のため、市の負担といたしました。

(5) ICTを活用した学習環境の整備でございます。

まず、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備しますGIGAスクール推進事業の進捗状況でございますが、各校内のLAN配線等の通信環境整備につきましては、現在学校ごとに順次整備を進めている最中でございます。

タブレット端末の調達でございますけれども、県の共同調達の進捗のほう当初予定よりやや遅れておりまして、11月20日、本日、県におきまして、事業者からのプレゼンテーション審査のほうを実施されております。これによりまして、本市の契約候補となる事業者が決定いたしましたら、市議会の議決をいただく予定をしております。こちらのほうは大変申し訳ございません。今回の定例会に追加議案として出させていただく可能性もございますので、その際にはご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

また、今後の臨時休業や家庭での学習等に活用するためにスマホやWi-Fi等の通信環境が整っていない家庭へモバイルルーターを貸し出すこととしておりましたが、今月から貸出しのほうを開始したところでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

何かお聞きしたいことございますか。

古川議員 (5) 番のICT関係でちょっとお伺ひします。

今、モバイルルーターの対応ということで、各家庭へ貸し出すということですが、これは基本的に1人1台タブレットを持たせて家に持ち帰りを可能とするということになるのでしょうか。そして、この貸与いたしますモバイルルーターは無料で貸し出すのか。ただじゃないと思うんですね、これ業者から借りるのかどうか分かりません。その辺の金額的なものを教えていただけますでしょうか。

学校教育課長 こちらのモバイルルーターでございますけれども、こちら今年度の補正予算のほうで、市で購入する予算を計上させていただいたものでございまして、今年度につきましては、通信料も含めて、3月までは貸出しのほうは無料で行うという予定にしております。

また、今年度は家庭においてタブレット端末等が画面のほうもない方につきましては、学校に現在あるものを貸出しするというようなところで予定をしているところでございます。

以上です。

花島議員 今の件で聞きたいのは、何台になりそうかということが1つです。それから、今、家庭で見れない人はタブレットを貸し出すとおっしゃいましたが、別のいろんなものを持っている方もいらっしゃいますよね。そういう人が例えば何か教育関係のタブレットで使えるメディアを見ようとしたときに見れるものなんですか。例えばアプリケーションを入れなきゃならないとか何かあるわけで、その場合には、例えばライセンス料とかそういうものも場合によっては付随しますよね。その辺の切り分けというんですか、共通性とか切り分けはどうなっているでしょう。

学校教育課長 まず台数のほうですけども、現在のところ申請が上がってきております40台前後というところでございます。今年度の使い方としましては、いきなりいろんなところのコンテンツ等にアクセスしてというような使い方よりは、学校のほうでの課題を出すときに使うとかというようなことで、試行的にというような部分が今現在の中では大きいのかなと思っております。

今年度整備しておりますGIGAスクールで1人1台のタブレットのほうを整備できた後には、そういったコンテンツのほうも利用するというようなところも見込んでおります。

以上です。

花島議員 私の質問の半分の部分が趣旨をちょっと誤解されているようなんです。要するに学校の課題というやつをタブレットでできるのは当たり前ですが、自分の自宅で持っているタブレットでそれができるのかどうかはどうなっているのかを聞きたいと。

学校教育課長 学校ごとに臨時休業期間中に課題等が見られるようなところは既に各学校でつくっております、そちらのほうにはパスワードみたいなものを入れれば、タブレットの機種に関係なく見れるようにはなっておりますので、そういったところを通じてというようなところの使い方を想定しております。

以上です。

花島議員 分かりました。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、この項は終了といたします。

続きまして、市の独自支援事業等の進捗状況について、執行部から説明を求めたいと思います。各課名を名のっていただけますか。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。

それでは、16 ページをお開き願います。

5、市の独自支援事業等の進捗状況についてでございます。当課からは、プレミアム付商品券事業についてご説明いたします。

事業概要としましては、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などにより落ち込んだ経済活動を回復するためにプレミアム付商品券を発行し、市民の消費を喚起し、市内経済の活性化を図るものでございます。

販売金額は1万円、券面の金額は1万3,000円で、プレミアム分は3,000円ということでございます。発行部数は5万冊でございます。

販売利用期間は令和2年10月10日土曜日から年明けの1月31日日曜日まででございます。

進捗状況、実績等としましては、(1)の参加店舗数は、販売店は35店、取扱店は203店で、大型店は13店、小型店は125店、飲食店は65店となっております。全店舗、「いばらきアマビエちゃん」を登録済みでございます。

(2)プレミアム付商品券の販売状況でございます。

1次販売は令和2年10月10日から11月8日まででございましたが、2万5,743冊を販売いたしました。子育て世帯への無料配布でございますが、こちらは1冊と当初予定しておりましたが、3冊を配布しておりました。10月の中旬に配布をしておりますが、269世帯に対しまして807冊を配布しております。商品券の発行部数は5万冊でございますが、1次販売分と子育て世帯の配布分を差し引きますと、残りの部数は2万3,450冊でございます。これを11月9日から2次販売を行っております。

なお、2次販売は購入冊数の上限なしとして販売をしております。

記載はございませんけれども、2次販売の状況を申し上げますと、11月9日から11月18日までで約1万7,000冊が売れておりました。現在の残りは約6,000冊という状況でございます。この残りの6,000冊をしっかりと売り切れるように頑張りたいと考えております。

この事業の説明は以上でございます。

こども課長 続きまして、こども課長の篠原です。よろしくお願いいたします。

こども課からは3つの給付金支給事業についてご説明をいたします。

まずは、子育て世帯への臨時特別給付金についてでございます。

事業概要としましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、国の施策ということになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援

する取組としまして、児童手当を受給する中学生以下のお子さん1人につき1万円の給付金を支給する事業でございます。申請期間は5月28日から9月30日までで事業を終了してございまして、実績としましては、給付者数が6,632人、総給付額が6,632万円となっております。

なお、給付を受けるために市への申請が必要であった公務員世帯を除いた給付率は100%となっております。

続きまして、ひとり親家庭等臨時応援給付金、こちら市の独自支援事業でございます。

事業概要としましては、市の独自支援策としまして、ひとり親世帯である児童扶養手当受給者や障がいがあるお子さんを持つ世帯であります特別児童扶養手当受給者、さらには先ほどご説明しました国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となる高校生世帯などに対しまして、長引く学校休業等による各家庭の経済的な影響や不安を少しでも緩和するべく、国制度を補う応援給付金を支給するものでございます。

次のページにまたがりますが、申請期間は5月20日から9月30日までで事業を終了してございまして、実績としましては、給付者数が2,494人、総給付額が3,218万円となっております。

なお、公務員世帯を除いた給付率は99.01%でございます。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金についてご説明いたします。

事業概要としましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、生活へ特に大きな影響が出ております、ひとり親世帯の支援として、国の施策となりますが、児童扶養手当受給者などに対しまして、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円などの臨時特別給付金を支給するというものでございます。申請期間は8月3日から12月28日となっております、現在の進捗状況としましては、給付実世帯数が360世帯、総給付額としましては3,144万円となっております。

こども課からの説明は以上でございます。

保険課長 保険課長の生田目です。

国民健康保険傷病手当金についてご説明いたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いがあり、労務に服することができなくなったときに一定の収入を確保できるように支給するものでございます。対象期間は令和2年1月1日から12月31日までとしておりましたが、先日、国の通知によりまして、令和3年3月31日まで延長することとされましたので、今後規則を改正する予定となっております。

申請件数は、11月10日現在1件となっております。後期高齢者医療保険においては、申請のほうはございません。

続いて、国民健康保険税の減免等についてご説明いたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を対象に、

令和元年度分の一部と令和2年度分の保険税について減免を行うものです。申請期間は令和2年6月4日から令和3年3月31日となっております。

11月13日現在の減免の決定者数は、令和元年度分が34人で、減免決定合計額が73万円、令和2年度分が35人で688万8,800円となっております。また、保険税の徴収猶予は1件となっております。後期高齢者医療保険料の減免につきましては、11月10日現在2件の申請を受け付けております。徴収猶予の申請はございません。

以上です。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲です。よろしくお願いいたします。

資料の18ページ中段をご覧ください。

介護保険料減免等につきましてご説明いたします。

初めに、事業概要でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しました被保険者等を対象に、令和元年度分及び令和2年度分の保険料につきまして減免を行うものでございます。申請期間につきましては、令和2年5月29日より令和3年3月31日までとなっております。

実績でございますが、8月7日に発送いたしました保険料の通知書におきまして減免の案内を同封し、周知をいたしました。11月13日現在、令和元年度分につきましては減免決定被保険者数が7人、減免決定額合計が7万7,311円、令和2年度分につきましては、減免決定被保険者数が8人、減免決定額合計が47万2,741円となっております。また、介護保険の徴収猶予につきましては、11月10日現在申請件数はゼロとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。商工観光課所管の市独自支援事業の経過状況等について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、18ページ下段をご覧ください。

緊急事業継続給付金になります。こちらにつきましては、国の持続化給付金の対象とされない事業所に対しまして、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月がある場合、50万円を上限に給付するものです。また、10月からは対象者を拡充いたしまして、20%以上30%未満減少した月がある場合、30万円を上限に給付することといたしました。申請期間につきましては、令和3年2月28日までとしております。

19ページに移ります。

実績につきましては、給付件数が41件、給付額は2,030万円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策拡大防止協力金になります。

こちらは、県の新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金に該当した事業主に対し、県協力金の2分の1を上乗せして市協力金として交付するものです。申請期間につきましては、9月30日までで終了しているところです。実績につきましては、交付件数が177件、交付額が1,315万円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金になります。

こちらは、県のパワーアップ融資制度を利用し、茨城県信用保証協会に納付した信用保証料のうち、県補助分2分の1を除いて納付した額を補助するものでございます。申請期間につきましては、令和3年3月31日までとしております。実績につきましては、補助件数が29件、交付額が1,032万2,481円となっているところです。

続きまして、茨城県中小企業継続応援貸付金負担金になります。

こちらにつきましては、県と協調し、事業の継続や雇用の維持を支援するために200万円を上限に貸し付けるもので、市負担分は4分の1、最大50万円になります。申請期間につきましては、令和3年2月26日までとしております。実績につきましては、貸付件数が1件、貸付額が50万円となっております。

続きまして、雇用調整助成金等申請支援金になります。

国の雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士に依頼して行った場合、10万円を上限に交付するものとしております。申請期間につきましては、令和3年3月15日までとしております。実績につきましては、給付件数が8件、給付額が65万2,800円となっております。

20ページをお開き願います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策等支援金になります。

こちらは、感染症拡大防止対策を実施するために必要とする経費について5万円を上限に支援するものです。申請期間につきましては、令和3年1月31日までとしております。実績につきましては、給付件数が71件、給付額が344万6,627円となっております。

続きまして、小規模事業者持続化支援金になります。

こちらは、国の小規模事業者持続化補助金を利用し給付を受けた事業者に対し、自己負担する経費の2分の1以内25万円を上限に支援するものです。申請期間につきましては、令和3年3月31日までとしております。実績につきましては、現在のところまだございません。

続きまして、経済対策支援制度利用支援金になります。

国及び県の経済対策支援制度の交付を受けた事業者に対し、支援制度等の申請に要した費用の一部について3万円を上限に支援するものです。申請期間につきましては、令和3年3月15日までとしております。実績につきましては、給付件数が9件、給付額が27万円となっております。

商工観光課からは以上となります。よろしくお願いたします。

農政課長 農政課長の浅野でございます。農政課からは4件ご説明いたします。

資料は20ページ下段からとなります。

緊急事業継続給付金、農業者向けについてご説明いたします。

国の持続化給付金に該当しない事業者に対しまして、前年同月比で事業収入が30%以

上 50%未満減少した月がある場合、50 万円を上限に給付するものでございます。

なお、10 月から対象を拡充しまして 20%以上 30%未満減少した月がある場合につきましても 30 万円を上限としまして給付することといたしております。ただいま商工観光課からも説明がありましたが、当該事業につきましましては、対象者が農業者ということになっておりまして、事業の内容については商工観光課のものと全て同じでございます。申請期間につきましましては、5 月 25 日から令和 3 年 2 月 28 日までとなっております。実績でございますが、11 月 10 日現在の申請給付件数です。給付件数は 1 件、給付額 50 万円でございます。

続きまして、経済対策支援制度利用支援金でございます。

こちらにつきましましては、農業者向けのものでございます。国・県の経済対策支援制度の交付を受けた農業者に対しまして、支援制度等の申請に要した費用の一部について 3 万円を上限に支援するものでございます。申請期間につきましましては、令和 3 年 3 月 15 日までとなっております。ただいまこちらにつきましても、商工観光課からも説明がありましたが、対象者が農業者となりまして、事業内容については同じでございます。

なお、実績につきましましては、現在申請はございません。

続きまして、農業者緊急応援事業いい那珂学生応援便について説明をいたします。

こちらにつきましましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、外出や帰省が実質的に自粛となっている状況に鑑み、本市出身の市外で居住する学生を元気づけ、生活を応援するため、農産物等を箱詰めにしたものを無料で送付するものでございます。申請期間につきましましては、10 月 1 日から 12 月 15 日までとなっております。実績につきましましては、11 月 10 日現在の申請件数ですが、149 件となっております。

続きまして、いい那珂マルシェドライブスルー及び対面販売でございます。

こちらにつきましましては、生産者であるフェルミエ那珂と地域おこし協力隊が連携しまして、コロナ禍におきましてもドライブスルーなどの対策を講じながら新しい生活様式に合わせたマルシェを開催しております。那珂市産野菜及び特産品を箱詰めセットにししまして、ドライブスルー方式、または対面販売によりまして、4 月から 10 月まで毎月 1 回、これまで 7 回開催してございます。販売の実績でございますが、全 7 回の実施で合計 479 セットを販売いたしました。

農政課からの説明は以上でございます。

政策企画課長 続きまして、政策企画課長の益子でございます。

公共料金等の支払い猶予でございます。

事業概要としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各種公共料金等の支払いが困難な方に対し、納期限を 9 月 30 日まで支払い猶予するものでございます。申請手続をワンストップによる一括申請や電話申請による来庁不要で受付しまして、可能な限り手続を簡素化いたしました。対象の公共料金等は記載の 11 種類でございます。進捗状

況、実績等としましては、申請件数は 37 件でございました。米印のところですが、当制度の利用は少なかったため、9月30日で統一的な取扱いを終了といたしまして、以降は公共料金ごとに個別対応することといたしました。

なお、9月30日以降、支払い猶予の申請というものはないという状況でございます。

この項の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 確認したいことございますか。ありましたら、課名を言ってお尋ねをしていただきたいと思います。

古川議員 政策企画課に伺います。16 ページのプレミアム付商品券事業についてです。

先ほどのご説明で2次販売が開始し、昨日現在で約 6,000 冊ぐらい残っているというのですが、商工会から、21 日から市外の方にも販売するという話を聞いたんですが、それは本当でしょうか。

政策企画課長 答えいたします。

6,000 冊という冊数が残っておりますので、6,000 冊といいましてもかなりの冊数がございます。そういった意味で対象者を広げて売り切れるような形にしたいと思っております。現在は市内の方を対象としておりますが、市外の方でも購入をできるようにしたいと考えております。それにつきましては、すみません、資料には書かないでしまったんですけれども、今日、記者会見のほうで発表した上で、明日から始めていきたいと考えております。

なお、市民のみとしていない市町村もございまして、例えば水戸市とか土浦市とか、あと筑西市や大洗町といったところも市民以外も対象とする形でプレミアム商品券のほうを実施しております。よろしく願いいたします。

古川議員 分かりました。

今、私がこうやって質問するまでその説明がなかったということは、あまり積極的にPRする必要はないということなんですか。それとも、今日記者会見されるんですか。その後に公表しようというお考えだったということでしょうか。市外の方でもね、結局、使えるのは市内の店舗ですから、それは全然いいことだとは思いますが、その辺の何か、我々が例えば市外の方には買えるよとかって言ってはまだまだいんですか。

政策企画課長 今日の説明で申し上げなかったのは申し訳なかったと思っております。

この後、その市外の方に広げるということは記者会見のほうで発表させていただきまして、市外の方に対して買えますということを広めていかなければなりませんので、そういう意味では、記者会見を行った上で、新聞記事なりに書いていただくことが市外の方に対しても発信していけると思っていますので、そういう形を取っていきたく思っています。当然、積極的に発表はしていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いします。

笹島議員 今のちょっと続きなんですけれども、これ販売店 35 店ありますよね。こればらつ

きがあると私聞いているんですけれども、要するに大型スーパーとかコンビニは売れていますけれども、その他、ちょっと聞いたことのないようなところは残っているという、これは現状はどうなのかな。6,000 冊って、1月31日までで使わなきゃいけないから、急いで売り切れないと、これ残っちゃって。あともう一つ、取扱店が大型、小型、飲食と3種類分けちゃっているよね、これね。何か聞くところによると、飲食のほうが残っちゃっているということで、よその市町村は2種類に分けていると。要するに大型と小型と飲食店を分けてという2種類ね。水戸市とかひたちなか市とかね。ここだけ3種類分けちゃって、飲食だけ残ってしまっているというのは聞いているんですけれども、やり方として、これはまずかったんじゃないか、それともこれでよかったのかという2点ちょっと伺います。

政策企画課長 まず、6,000部の残のところですが、35店舗ありましたが、ほぼほぼ数が少なかったところというか、小さな店舗とかは売り切っておまして、現在残っているのがイオン那珂店に6,000冊おおむね残っております。あと若干、少し多く残っていた店舗がありましたが、そちらについてもそこから回収しまして、全てイオン那珂店のほうに集めるような形で対応したいと思っておりますので、今後は、今日の記者会見のほうでも申し上げますけれども、イオン那珂店のほうで購入をしていただくような形で進めていきたいと思っております。

2点目の3種類にしたということでございますが、3種類にしたということで、飲食店も当然含まれております。これについては、我々としては、やはり影響を受けている飲食店を支援しなければならないだろうという思いがございましたので、そういう意味で、あえて飲食店というものを設けさせていただいて、飲食店のほうを応援させていただいているということでございます。よろしく申し上げます。

笹島議員 よその市町村は、周りね、水戸市とかひたちなか市は2種類くらいで、結構抽せんになるくらい売り切れているんですよね。もちろん市外からの人も買えるという形で、ありとあらゆる手法でやって、もう売り切れちゃっているということで、好評がいいということで。もちろんお店の数も全然こと桁違いにありますから、使い勝手がいいというのは分かるんですけれども。どうなんですか、それちょっと間違っていなかったのかな。よそが2種類でやっているのに、ここ3種類と分けちゃったもので、逆に使い勝手が悪くなってしまったんですが、そういうリサーチはしたのかな、その前に。

政策企画課長 2種類というところもあったとは思いますが、3種類設けている市町村もございましたので、我々としては、先ほど申し上げたとおり、飲食店をどうしても応援したいという気持ちがございますので、そういう意味で3種類というふうにさせていただきました。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、先に進みます。

続きまして、新たな市の独自支援策について、執行部から説明を求めます。

こども課長 こども課長の篠原でございます。

23 ページ、6、新たな市の独自支援策についてご説明をいたします。

こども課からは、感染症対応保育士等応援事業、市の独自支援事業についてご説明をさせていただきます。

まず事業概要ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、緊急事態宣言が発令されるなど、相当程度、心身に負担がかかる状況下におきまして、市民の生活と社会を維持するため、保育現場などで職務に従事した市内の保育所などに勤務する者に対しまして、感謝の意と敬意を表することを目的としまして、3万円分のギフトカードを支給する市の独自支援事業でございます。

この事業の支給対象者は、3月2日から6月30日までの期間で認可保育所や学童保育所などの児童福祉施設において5日以上従事した保育士や指導員等でございます、約650人を想定してございます。

申請期間は12月中旬から来年の3月1日ということで予定してございます。

説明は以上でございます。

健康推進課長 続きまして、健康推進課長の加藤でございます。

健康推進課からは、医療機関応援特別給付金、市独自支援事業でございます。ご説明をいたします。

まず事業概要といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、感染防止対策の推進と継続的な医療提供を支援するため、市内医療機関に対し、給付金を支給する独自支援事業でございます。医院1医院当たり50万円、歯科1医院当たり30万円でございます。

なお、県から、先ほどご説明申し上げました診療・検査医療機関の指定を受け、さらに市ウェブページ等で医療機関等を公表すれば追加給付をするという内容でございます。

申請期間は、令和2年12月中旬から令和3年3月1日を予定してございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

学校教育課長 続きまして、学校教育課長の会沢です。

学校教育課からは、就学奨励特別支援金、こちら市独自支援事業でございます。こちらの説明をさせていただきます。

先ほど市立小中学校、幼稚園の対応についての中で若干触れさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校生活等で防止に必要なマスク等の購入費が負担となっているというようなところで、要保護・準要保護の世帯の児童生徒に対しまして、1人当たり3万円の特別支援金を支給するというものでございます。事業対象者につきましては、1月1日現在の該当世帯の児童生徒ということで、現在のとこ

ろ小学校で212人、中学校が120人程度の対象ということになってございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 説明は終わりました。

何かお聞きしたいことございますか。

花島議員 健康推進課にお尋ねします。

医療機関応援の特別給付金ですが、診療・検査医療機関の指定を受けてウェブ公表した場合、機関名を公表した場合、追加給付という話ですが、この追加給付の額とか算定についてお伺いしたい。

健康推進課長 追加給付の件ですが、現在、追加で20万円を予定しております。県の診療・検査医療機関の指定を受けて、さらに県のホームページ上で公表をしてあれば、追加給付をする考えでございます。

寺門議員 こども課に伺います。

感染症対応保育士等応援事業の点で、これは給付時期と給付方法について伺います。

こども課長 給付時期につきましては、施設の取りまとめをしていただく部分と個人の申請とということで、退職者を想定しておりますけれども、2つ想定しておりますが、施設に取りまとめでいただくのが1月末ぐらいを想定してございます。2月中には納品をして配布したいというふうに考えてございます。退職されております個人の方につきましては随時受付をいたしまして、その都度対応していきたいと考えております。

それと給付方法ですが、クオカードの配布ということで考えてございますので、物を差し上げるという内容になります。

以上でございます。

花島議員 今の寺門議員に追加質問ですが、ギフトカードにした理由は何でしょうか。現金じゃなくて。

こども課長 まず、想定している方の人数が約650人ということでございまして、現金給付とした場合には、現金で直接渡すというよりは口座振替ということになるかと思いますが、その口座情報、個人情報でもありますし、それを集めて管理して支払うという事務の手間であったりとか、あとは保育現場の混乱などもあろうかと思ひまして、クオカード、ギフトカードの支給ということにしてございます。あと、お隣の東海村もクオカードということで、そちらも参考にさせていただいたというところでございます。

小泉議員 先にすみません。

これ私、保育所の保育士となると、幼稚園の方もって単純に思ってしまうんですけども、そこはやはりあれですかね、臨時休業みたいな形で、あの期間に幼稚園は休みになったけれども、保育所は休めなかったというところで、保育士ということなんですかね。

こども課長 すみません、説明のほうで詳しくはご説明しておりませんで、申し訳なかったんですが、対象としている事業所としましては、幼稚園も含んでございます。認可保育所

であったりとか認定こども園、認可外の保育施設、それと幼稚園、あとは病児保育の事業を行っているところ、学童保育を行っているところなど、児童福祉関係の施設のほうには支給していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

小泉議員 そうしますと、これは私立とか市立は関係なく、市の保育所、幼稚園であっても対象になるということによろしいんですかね。

こども課長 対象といたしますのは、公立の場合ですと正職員につきましては除く方向で考えてございます。会計年度任用職員につきましては支給するというふうに考えてございまして、保育士に限らず、調理員とか事務の方とかもいらっしゃると思いますが、全職員を対象として考えてございます。

以上です。

笹島議員 就学奨励特別支援金ですけれども、これちょっとごめんなさい、よく分からないんですけれども、この要保護・準要保護世帯というのはどういう、生活保護の方じゃないですよ。伺います。

学校教育課長 要保護という部分は生活保護の世帯、準要保護という部分は生活保護に準じて判断する世帯ということで、所得状況が比較的低い世帯というようなことが対象となつてございます。

以上です。

笹島議員 今、準要保護と言えば母子家庭とか父子家庭、子供を見ながら非常に厳しい経済状態の中で、このコロナ禍で、職もなかなか厳しい状態になってやっているんですけれども、こういう方も含まれますよね。

学校教育課長 該当の要件がありますので、そういった方も要件に合えば該当しております。

以上です。

笹島議員 どういう該当要件なんですか、ちょっと教えていただけますか、詳しく。

学校教育課長 児童扶養手当を支給されている世帯ですとか、あるいは住民税の非課税世帯ですとか、国民健康保険税の軽減を受けている世帯ですとか、そういった方が要件に当てはまる世帯となっております。

以上です。

小泉議員 すみません、さっき途切れ途切れで申し訳ないですけれども、市の職員は正職員は抜かすということでしたが、この本来の政策の趣旨から言えば、市の職員でも、私は状況は同じなのかなと思います。もちろん給料をもらっているのはみんな一緒ですし、それが市のほうから出ているか、民間のほうから出ているかという違いはあるかもしれませんが、私はその状況の中で、市の職員も一生懸命勤務をされたんじゃないかと思います。その状況で、この政策の意図を考えれば、なぜそこだけ外すのかなというふうに思うんですが、そこはもし考慮する気がありましたら、ぜひ考えていただきたいと思いま

す。これは意見としてお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等については以上で終了といたします。

暫時休憩をいたします。執行部は退席を願います。

休憩（午後0時04分）

再開（午後0時05分）

議長 再開をいたします。

ここからは各常任委員会の委員長報告を行います。

まず最初に、産業建設常任委員会、大和田委員長から報告を願います。

大和田議員 それでは、11月12日の産業建設常任委員会の開催及び経過につきましてご報告をいたします。

本委員会の付託事件である請願第3号 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の慎重審議を求める意見書提出を求める請願については、改正の内容等について調査をした上で判断すべきとの理由から継続審査となっていた案件です。

そのため11月12日に委員会を開催し、常陸農業協同組合、市内農業者との懇談を実施し、種苗法改正に対するご意見を伺った後、改めて請願第3号について審議を行いました。

結果でございますが、賛成多数で継続審査とすべきものとなりました。

理由ですが、請願第3号は、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正の慎重審議を強く求める意見書を政府関係機関に提出することを求めるもので、委員からは、懇談での意見等を踏まえ、請願の内容についてはおおむね賛成であるとの意見が出されましたが、意見書について精査をした上で判断すべきとの理由から、継続審査とすべきとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決定しました。

以上、ご報告いたします。

議長 大和田委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について確認したいことはございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、委員長報告については終了といたします。

続きまして、原子力安全対策常任委員会、武藤委員長から報告を願います。

武藤議員 先日、11月11日付で古川議員より質問状を受けたわけでございます。内容といたしましては、お手元に配付しておりますけれども、原発容認論と反対論と題した質問状でございます。

これにつきまして、花島議員による新人議員の勉強会の開催が7月15日に開催され、その説明に任意で作成した資料でございます。それを各議員のレターボックスに9月定例会中に配付してございました。

この件につきまして、11月12日に正副議長とともに話し合いを行った結果、この内容につきまして、原子力安全対策常任委員会の作成した資料ではないということで、当委員会としての文書の回答はできないということに至りました。

つきましては、疑問点につきまして、作成者の花島議員が対応するということになりました。皆様のご理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 この件については、以上の報告のとおり終了といたします。

続いて、事務局から事務連絡があります。

事務局長 2点ちょっとご連絡がございます。

11月21日、明日でございますけれども、原子力安全対策常任委員会が開催の「市民の皆さまの声を聴く会」ということが午前10時かららぼ一、午後1時半から中央公民館で開催する予定でございます。現在、新型コロナウイルスの第3波ということで、ちょっと感染状況が危ぶまれるところですが、那珂市内では現在のところ大丈夫だろうということで、そのまま開催したいと思います。

それから、お手元に配付してある資料がございまして、市民からの那珂市のホームページ宛てにメールで来たものが配付されております。市民からのご意見として、ご参考にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今の文書はボックスに入れてありますので、申し訳ございません。

それから、中崎政長様のご逝去されまして、大変お悔やみ申し上げるところでございます。明日、告別式が1時から那珂聖苑で開催予定でございます。当家の意向としては、やはり今、新型コロナウイルスの感染が広がっているということで、参列にはご遠慮願いますみたいな話をされております。

それで、あした、正副議長と私、事務局長は参列する予定でございます。もし香典等を頼むということであれば、事務局のほうでもお預かりすることができますので、その場合はご活用というか、お預かりいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

花島議員 お預かりは、何を預かるかによるんですが、公職選挙法などで、本人が出席しなければ香典とかは持っていけないんですよ。ですから、そこを配慮いただきたい。例えばメッセージを持っていただくとか、私は弔電を打とうかと思っています。

事務局長 そのようなのも受付けいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 公職選挙法では、本人が行かない場合には公職選挙法に反する、こういうことがうたわれていますね。その辺については、各自議員にお任せをいたします。

寺門議員 議長、副議長がお預かりするというのは、これは駄目ですよ。代理でお預かりして

持っていくというのは駄目ですから、我々の香典もお預かりして持っていくというのは一切駄目なんです。

議長 もちろんそうですよ。その辺は承知の上でございます。

寺門議員 だから、個人の判断に任せるということですよ。

議長 それは個人の判断ですから、先ほど言ったとおりでございます。

寺門議員 だから、その預かるということは、もう一切表現しないということで理解しましたので。

議長 そこは個人の判断でお願いをいたします。

寺門議員 だから、その表現するということ自体がちょっとまずいんでね。預かりますという話はまずいですよということです。

花島議員 香典でなければいい。

寺門議員 物はいいです。弔辞等々については問題ないですけども。

議長 それは事務局で言ったことでしょうか、今言ったことは。私は言っていません。

寺門議員 事務局自体も、公衆の場で言うこと自体がちょっと違うなということなんで。預かりますという話はもう一切駄目なんでね。それは表現として出しちゃいけないという話です、私は。事務局であろうがね。

議長 事務局のほうで訂正してください。

事務局長 分かりました。申し訳ございません。ちょっと言葉を間違えましたので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

寺門議員 分かりました。

それと別件でちょっとお伺いしたい点があります。

あしたの「市民の皆さまの声を聴く会」なんですが、新型コロナウイルス対策というのは具体的にどういうふうにやっていくのかというのをちょっとお聞かせください。会場の窓を開けるだとか何とかいろいろやると思うんですけども、その対話の仕方があると思うんでね、その辺もちょっと。あと、常任委員会以外の方が行く場合は、どの辺へ座っているのかというのは、その辺もちょっと。

議長 これは委員長から。

武藤議員 新型コロナウイルス対策につきまして、窓を開けるということと、あと、対面式で1テーブルに2人ということで、距離を空けてつくっております。あとは、委員の方が前列に座りまして、その後ろ側に参加される議員の方が、希望する方が座ると、そのような形で2段配列の予定になっております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

寺門議員 分かりました。

古川議員 ごめんなさい、同じ委員会なのに質問しちゃって申し訳ないですけども、傍聴っ

て可能なんですか。つまり話合いには加わらない、ただ見ているだけという、一般の方。

その方の席ってあるんですけど。

武藤議員 一般席になります。

花島議員 一緒に来てもらって傍聴していただければいいです。

古川議員 発言しなきゃいいということ。分かりました。

議長 よろしいですか。

なければ、以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

閉会（午後0時16分）

令和3年2月22日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎